

広	資	料	第	2	9	2	号
令	和	5	年	2	月	8	日
市	民	部	保	険	年	金	課
市	民	情	報	提	供	資	料

令和5年度国民健康保険税率等及び出産育児一時金の改定
について（答申）

このことについて、令和5年2月7日付で武蔵村山市国民健康保険運営協議会から別紙のとおり答申がありましたので、お知らせします。

**令和5年度国民健康保険税率等
及び出産育児一時金の改定につ
いて（答申）**

令和5年2月7日

武蔵村山市国民健康保険運営協議会



目次

はじめに	1
国保事業費納付金の算定結果等の分析	2
1 東京都に納付する本市の令和5年度国保事業費納付金の算定結果	2
2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和5年度標準保険税率の算定結果	2
3 一人当たり保険税額の比較	2
(1) 本市の状況	2
(2) 多摩26市の状況	2
4 国保事業費納付金における参考指数の状況	3
5 令和4年度国民健康保険税率等の状況	3
6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等	3
7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移	4
8 応能・応益割合の設定方法	5
9 当初予算における法定外繰入金状況	5
令和5年度国民健康保険税率等について	6
1 令和5年度国民健康保険税率等における考え方	6
2 令和5年度国民健康保険税率等	6
(1) 基礎（医療）分	6
(2) 後期支援金分	7
(3) 介護納付金分	7
(4) 令和5年度税制改正大綱等に伴う対応	7
出産育児一時金の改定について	9
1 出産育児一時金とは	9
2 出産育児一時金の支給実績について	9
3 出産育児一時金の改定における国の状況等について	9
(1) 出産育児一時金を改定した場合の令和5年度予算への影響等について	10
(2) 各市の改定状況について	10
おわりに	11

はじめに

本協議会は、市長から諮問があった「令和5年度国民健康保険税率等及び出産育児一時金の改定について」（令和4年12月12日付武発第1576号）を、計3回にわたって調査・検討した。

十分に審議を行った結果、令和5年度に改定すべき国民健康保険税率等及び出産育児一時金の改定について、一定の結論を得たので、ここに答申するものである。

国保事業費納付金の算定結果等の分析

本協議会では、令和5年度に東京都に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）及び国保事業費納付金を支払うために必要な標準保険税率の算定結果並びに本市の国民健康保険事業の状況等を分析し、令和5年度の税率等について検討した。今般東京都から示された令和5年度の国保事業費納付金について、東京都が医療費等を算定するに当たり、令和4年の直近の実績（令和4年3月～7月）を基礎として、過去2年間の伸び率により推計を行った。

1 東京都に納付する本市の令和5年度国保事業費納付金の算定結果

課税項目	国保事業費納付金 (令和5年度)	国保事業費納付金 (令和4年度)	差引増減額 (令和5年度-令和4年度)
基礎（医療）分	1,676,283,514円	1,597,664,315円	78,619,199円
後期支援金分	523,315,508円	477,341,586円	45,973,922円
介護納付金分	193,901,994円	196,281,400円	▲2,379,406円
合計	2,393,501,016円	2,271,287,301円	122,213,715円

2 国保事業費納付金を支払うために必要な令和5年度標準保険税率の算定結果

課税項目	標準保険税率 (令和5年度)		本市税率 (令和4年度)		増減率及び増減額	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
基礎（医療）分	8.03%	48,067円	5.87%	32,700円	2.16%	15,367円
後期支援金分	2.73%	15,798円	1.81%	12,500円	0.92%	3,298円
介護納付金分	2.27%	16,593円	1.76%	13,000円	0.51%	3,593円

3 一人当たり保険税額の比較

(1) 本市の状況

令和5年度確定係数に基づく保険税額(A)	令和4年度確定係数に基づく保険税額(B)	増減率① (A)/(B)	令和4年度当初賦課時の保険税額(C)	増減率② (A)/(C)
※156,973円	146,550円	7.11%	91,524円	71.5%

※多摩26市中、税額の高い順で24位となっている。

(2) 多摩26市の状況

令和5年度確定係数に基づく保険税額(A)	令和4年度確定係数に基づく保険税額(B)	増減率① (A)/(B)	令和4年度当初賦課時の保険税額(C)	増減率② (A)/(C)
171,737円	159,693円	7.54%	97,868円	75.5%

上記1から3までの結果から、本市においては、基礎（医療）分について、東京都が算定した標準保険税率と大幅に乖離しており、国保事業費納付金を賄うために必要な保険税を賦課できていない状況にある。また、後期支援金分及び介護納付金分につ

いても乖離しており、納付金を賄うために必要な保険税が賦課できていない状況にあると言える。

4 国保事業費納付金における参考指数の状況

本市における国保事業費納付金の参考指数の状況は以下のとおりである。

項 目	令和5年度	多摩26市平均	順位 ^{※1}
医療費指数	1.0015	0.9394	2位
一人当たり総所得金額 ^{※2}	635,678円	750,799円	26位

※1 順位は、多摩26市で数値が高い順に並べたもの。

※2 一人当たり総所得金額は、医療分に係る金額である。

高齢化に伴う年齢構成の変化による一人当たり医療費の増及び医療需要の伸びに対し、一人当たり総所得金額は低い状況となっており、いわゆる構造的な問題を抱えている状況にある。

5 令和4年度国民健康保険税率等の状況

課税項目	種 別	多摩26市平均	本 市	備 考
基礎（医療）分	所得割	5.65%	5.87%	賦課限度額 65万円 本市限度額 65万円 限度額到達 19市
	均等割	29,655円	32,700円	
後期支援金分	所得割	1.93%	1.81%	賦課限度額 20万円 本市限度額 20万円 限度額到達 19市
	均等割	10,982円	12,500円	
介護納付金分	所得割	1.79%	1.76%	賦課限度額 17万円 本市限度額 17万円 限度額到達 25市
	均等割	13,382円	13,000円	

本市の税率等は、本協議会が答申した内容を基に改定を行ってきた。令和4年度時点における国民健康保険税率は、多摩26市平均と比較して大きな差が生じているとは言えない水準になっている。

6 国民健康保険被保険者を取り巻く状況等

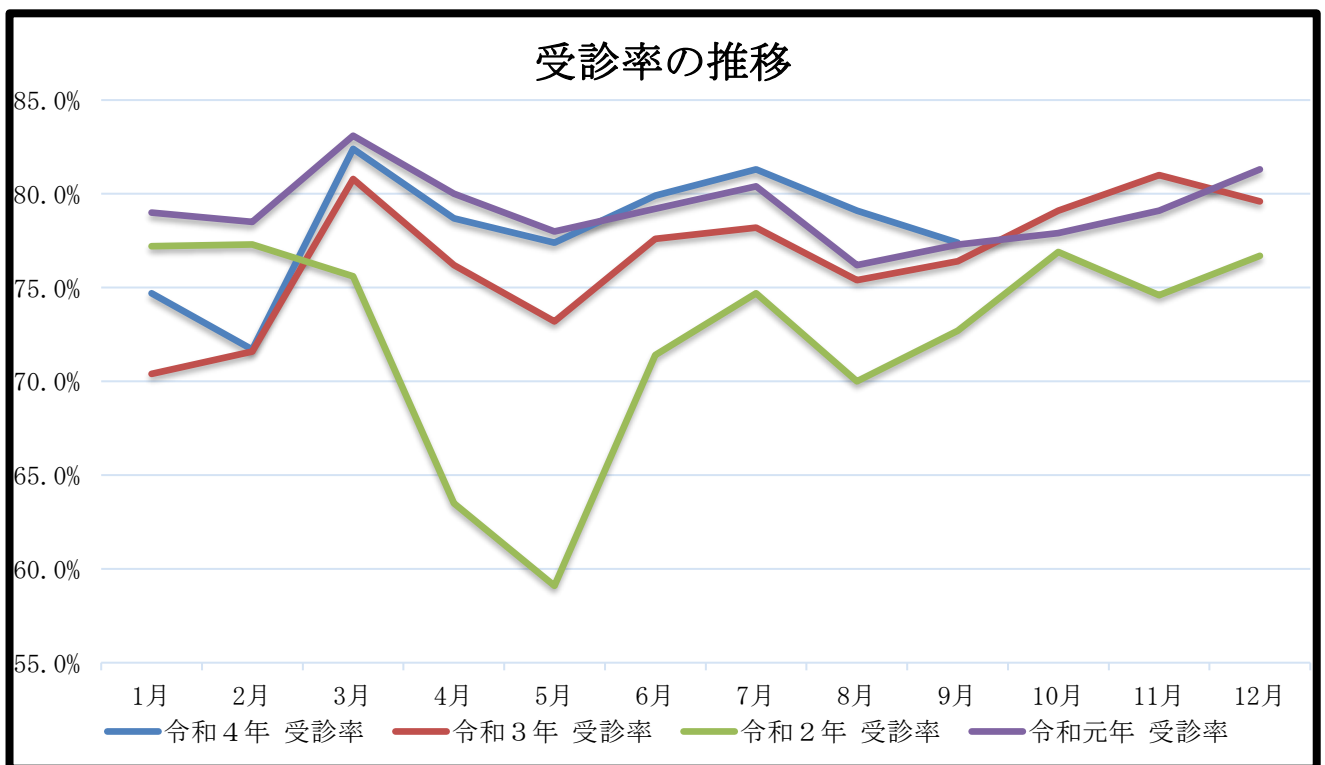
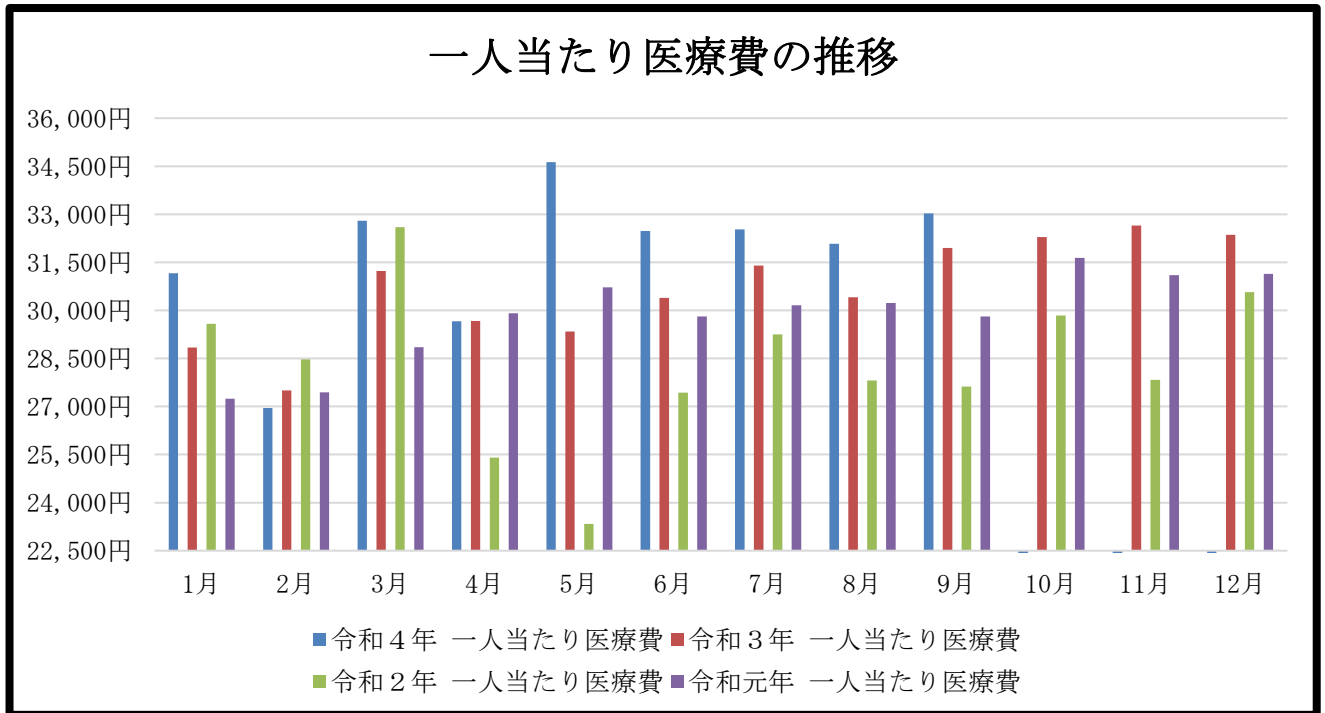
内閣府が公表した月例経済報告（令和5年1月）によれば、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とあり、「先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」と見込んでいる。

一方、昨年12月の消費者物価指数は前年同月比で4.0%上昇しており、家計部門の負担が増加していることなどから、国ではこれら物価高騰に対する施策として、

賃上げの促進のほか、電気・ガス等のエネルギーや食料品等の価格高騰への支援、各種助成による支援の強化等を図っている状況である。

7 直近の一人当たり医療費及び受診率の推移

本市の令和元年から令和4年までの推移については、以下のとおりである。一人当たりの医療費及び受診率ともに、令和4年はコロナ禍前の令和元年を上回る状況にある。



8 応能・応益割合の設定方法

従前地方税法に規定されていた応能・応益割合 50 : 50 の考え方は、平成 30 年度から廃止となっている。

東京都においては、都全体で必要な国保事業費納付金総額を、全国平均と比較した場合の都の所得係数に応じて配分し、都全体の応能・応益割合を算定している。

また、東京都国民健康保険運営方針においても各区市町村における標準保険税率を算定する際に、都の所得係数を反映した上で、各区市町村の所得水準に応じて標準的な応能・応益割合を算定することとしている。

【参考 1】本市の令和 4 年度当初賦課時点における応能・応益割合

課税項目	応能割	応益割	割合
	所得割	均等割	
基礎（医療）分	58.2	41.8	58 : 42
後期支援金分	52.9	47.1	53 : 47
介護納付金分	60.3	39.7	60 : 40

【参考 2】本市の令和 5 年度保険税改定見込みにおける応能・応益割合

課税項目	応能割	応益割	割合
	所得割	均等割	
基礎（医療）分	60.0	40.0	60 : 40
後期支援金分	53.8	46.2	54 : 46
介護納付金分	61.1	38.9	61 : 39

【参考 3】本市の所得水準に基づく標準的な応能・応益割合

課税項目	応能割	応益割	割合
	所得割	均等割	
基礎（医療）分	51.5	48.5	52 : 48
後期支援金分	52.0	48.0	52 : 48
介護納付金分	53.9	46.1	54 : 46

9 当初予算における法定外繰入金の状況

年度	法定外繰入金	被保険者一人当たり額
令和 3 年度	465,378,000 円	27,812 円
令和 4 年度	503,902,000 円	30,945 円

本市の当初予算における法定外繰入金について、令和 4 年度は前年度と比較したところ約 3 千 8 百万円多く繰り入れた結果となっている。令和 4 年度は国保財政健全化変更計画に基づき税率改定したものの、令和 4 年度の国保事業費納付金が前年度と比較して、約 9 千万円増額となったことが主な要因である。

令和5年度国民健康保険税率等について

1 令和5年度国民健康保険税率等における考え方

新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響等により、市全体の財政状況は非常に厳しい状況であり、依然として多額の法定外繰入金に依存している国民健康保険財政は、市民負担の公平の観点、一般会計における他の施策の影響から改善していく必要がある。

このような中、令和5年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、令和4年度と比較して、介護納付金分は減額されたものの、医療費の増等の試算により、全体では約1億2千万円の増、5.4%の増で示されたところであり、他の市区町村も本市と同様に大幅な増額の状況となっている。

本市では、国民健康保険税率等の改定については、令和2年度に変更した「国保財政健全化変更計画」により、法定外繰入金を削減・解消するため、計画的な税率等の改定を行うこととしているが、今回の東京都の国保事業費納付金の大幅な増額を被保険者の保険税負担に全て転嫁することは、被保険者の負担への影響が大きく適切ではないものとする。

令和5年度の国民健康保険税率等の改定に当たっては、このことを踏まえつつ、国民健康保険被保険者への影響を十分考慮する必要がある。

2 令和5年度国民健康保険税率等

上記の考え方に基づき、税率改定案について複数案の試算を行い、個別のモデルケースの税額の影響、法定外繰入金の見込み等について検討を行った結果、改定税率等については、以下のとおりとすることが適当である。

(1) 基礎（医療）分

項目	現状	改定案	比較
所得割	5.87%	6.24%	0.37%
均等割	32,700円	33,400円	700円
課税限度額	650,000円	650,000円	増減なし
応能・応益割合	58:42	60:40	2:△2

基礎（医療）分については、法定外繰入金を削減するため、所得割の率及び均等割の額の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく応能・応益割合を基本とすべきと考えるが、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(2) 後期支援金分

項目	現 状	改定案	比 較
所得割	1.81%	1.83%	0.02%
均等割	12,500 円	12,500 円	増減なし
課税限度額	200,000 円	200,000 円	増減なし
応能・応益割合	53 : 47	54 : 46	1 : △1

後期支援金分については、今後、後期高齢者医療費の増加が想定されるため、国保事業費納付金の算定結果から、所得割の率の増改定を行うものとし、本市の所得水準に基づく、応能・応益割合を基本とし、併せて、低所得者層への影響に配慮し、引き続き応能割に比重を置いたものとする。

(3) 介護納付金分

項目	現 状	改定案	比 較
所得割	1.76%	1.76%	増減なし
均等割	13,000 円	13,000 円	増減なし
課税限度額	170,000 円	170,000 円	増減なし
応能・応益割合	60 : 40	61 : 39	1 : △1

介護納付金分については、今後、介護保険に基づくサービス費の増加が想定されるところであるが、国保事業費納付金の算定結果から、令和5年度は据え置くこととする。

上記の基礎(医療)分及び後期支援金分の増改定により、全体として3.36%程度の調定額の増改定(被保険者一人当たり年間で平均2,847円の引き上げ)を行うが、当該改定のみでは、令和5年度の国保事業費納付金を全て賄うことは困難であることから、今般の国保事業費納付金の算定結果を鑑みると、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図るため、歳入不足については、法定外繰入金を増額により賄うことはやむを得ないものとする。

(4) 令和5年度税制改正大綱等に伴う対応

ア 課税限度額の改正について

現在、国の令和5年度税制改正大綱において、後期支援金分の課税限度額の増額改正が予定されている。

課税項目	賦課限度額改正前①	賦課限度額改正後②	①及び②の比較
後期支援金分	200,000 円	220,000 円	20,000 円

本市の課税限度額については、現時点では、関連法令の改正が行われていないため、現行の課税限度額での答申内容とするが、課税限度額の増額改正がなされた際

には、直ちに同様の改正を行い、課税限度額の引上げによる課税増額分については、後期支援金分の所得割の率を以下のとおり引下げ、中間所得者層の負担軽減を図ることが適当である。

項目	現 状	答申改定案①	課税限度額 改正後②	①及び②の比較
後期支援金分	1.81%	1.83%	1.81%	△0.02%

なお、国においては被用者保険とのバランスを考慮し、段階的に課税限度額を引上げていく方針が示されており、本市においても、課税限度額どおりの改正を直ちに行うことにより、所得に応じた負担の公平性を確保することが望ましい。

イ 国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げについて

国の令和5年度税制改正大綱において、「国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げ」については、令和5年度に物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響により、均等割軽減の対象となる世帯の範囲が縮小しないようにするため、世帯人数に乘じる額について、5割軽減では29万円（現行28.5万円）に、2割軽減では53.5万円（現行52万円）に引き上げることとしている。

本市においては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の拡充については、被保険者の負担の軽減に直結するものであり、これまでも、税制改正大綱を受けた関連法令の改正がされ次第直ちに条例改正を行っているため、今回も同様の対応とされたい。

ウ 産前産後の国民健康保険料の免除制度の創設について

国の令和5年度予算案において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除し、令和5年中に法改正等を行い、令和6年1月から実施する予定とされている。当該免除制度に対する財源については、現時点では国の負担が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1で、地方負担分の4分の1については地方交付税措置が予定されている。

本市では、国民健康保険税を採用しているが、当該免除制度について、地方税法等においても同様の改正がなされた場合には、被保険者の負担の軽減に直結するものであることから、必要に応じて本市の関係例規等の改正を行い、当該減免が問題なく行われることとされたい。

出産育児一時金の改定について

1 出産育児一時金とは

出産育児一時金とは、出産等に係る妊産婦の経済的負担を軽減するために設けられた制度であり、条例又は規約にその支給額等を定め、被保険者の出産の事実によって支給することとされている。本市では出産育児一時金の支給額については、健康保険法施行令に定める42万円を支給している。

支給方法については、被保険者に支給するほか、直接支払制度^{※1}又は受取代理制度^{※2}を利用することにより、被保険者の方が、事前にまとまった出産費用を用意しなくても、医療機関等での支払額が42万円を超えた金額を支払うことで済むようになり、支払う際の負担の軽減となっている。

※1 直接支払制度・・・医療機関等が出産費用の請求を支払機関（東京都国民健康保険団体連合会）に行い、保険者（市）から支払機関（東京都国民健康保険団体連合会）を経由して医療機関等に支払われる仕組み。

※2 受取代理制度・・・被保険者が保険者（市）に出産育児一時金の支給申請を行い、医療機関等が被保険者に代わって受け取る仕組み。

2 出産育児一時金の支給実績について

出産育児一時金の支給実績は以下のとおりである。

年度	支給件数	支給金額
令和元年度	65件	27,196,806円
令和2年度	75件	31,015,867円
令和3年度	62件	24,797,575円
3年間計	202件	83,010,248円

なお、令和3年度の支給件数62件のうち55件は直接支払制度により、本市が東京都国民健康保険団体連合会へ出産育児一時金を支払っているが、当該支給対象者の出産費用については以下のとおりである。

区分	①50万円以上	②42万円以上 50万円未満	③42万円未満	計（①～③）
件数	47件	6件	2件	55件
割合	85%	11%	4%	100%

3 出産育児一時金の改定における国の状況等について

出産育児一時金の支給額については、これまで公的病院における室料差額等を除いた出産費用等を勘案して定めており、原則42万円（平成23年4月～）となっている。その後、出産費用が年々上昇し、経済的な負担が増していること等から、令和2年6月の社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金として必要な額の

検討については、費用を詳細に把握した上で、新たに収集したデータに基づき検討すること」とされた。また、令和4年6月の経済財政運営と改革の基本方針2022では、「出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減について議論を進める」とされ、その後の国の社会保障審議会医療保険部会で出産育児一時金の改定について議論がなされた後、全施設の出産費用の平均額の推計等を踏まえ、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げる旨の結論が出された。

(1) 出産育児一時金を改定した場合の令和5年度予算への影響等について

令和5年度予算において、出産育児一時金の改定を実施した場合は、現行の42万円から8万円引き上げ、50万円となるが、支給額の3分の2は地方交付税に措置され、3分の1は一般財源を充てることとなる。

項目	A現行 (改正前)	B引き上げ後 (改正後)	増減 (B-A)
出産育児一時金	2,940万円 (42万円×70件)	3,500万円 (50万円×70件)	560万円 (8万円×70件)
一般財源 (保険税 1/3)	980万円 (14万円×70件)	1,167万円 (16.7万円×70件)	187万円 (2.7万円×70件)
一般会計繰入金 (地方交付税 2/3)	1,960万円 (28万円×70件)	2,333万円 (33.3万円×70件)	373万円 (5.3万円×70件)

(2) 各市の改定状況について

各市の出産育児一時金の改定について、聞き取りを行ったところ、改定する市は19市、未定の市は6市となっている。(令和4年12月5日現在)

本協議会では、出産育児一時金の改定に係る健康保険法施行令の施行が令和5年4月1日であること、出産育児一時金の3分の2は地方交付税措置がなされること、令和3年度の出産育児一時金の支給件数のうち8割が50万円以上の出産費用であること等から、本市においても子育て世帯の負担を軽減し、少子化対策等を進めるため、令和5年4月1日から出産育児一時金を現行の42万円から8万円引き上げ、50万円とすることが妥当であると考えます。

おわりに

本市の国民健康保険財政は、一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経過があるが、市全体の財政状況は非常に厳しく、また市民負担の公平性の観点、一般会計における他の施策への影響等からも、改善していく必要がある。

このような中、令和5年度に東京都に納付する国保事業費納付金は、令和4年度と比較して、全体では約1億2千万円の増額と昨年度に続き大幅な増加額で示されたところである。

本市では、国保財政健全化変更計画に基づき、法定外繰入金を削減・解消するため、計画的な税率等の改定を行うこととしているが、今回の東京都の国保事業費納付金の大幅な増額を被保険者の保険税負担に全て転嫁することは、原油価格の高騰や原材料価格の高騰などにより食料品を中心に値上げが続いている現在の物価高騰の状況等を考慮すると被保険者の負担への影響が大きく適切ではないものと考ええる。

このため、令和5年度の国民健康保険税率等については、令和5年度の東京都に納付する国保事業費納付金に必要な国民健康保険税率等について市の負担等を分析し、国保財政の健全化に向けて、国民健康保険事業特別会計の収支の均衡を図る必要があると考え、答申を行うものである。

本協議会としては、現計画である国保財政健全化変更計画の令和5年度における法定外繰入金削減分を国民健康保険税の税率改定により賄うことを基本として、令和4年度と同様に過去の改定率など税率等の改定状況を踏まえつつ、被保険者の負担と一般会計からの法定外繰入金額のバランスを考慮した税率改定とすることが望ましいものと考ええる。

一方、出産育児一時金については、国の社会保障審議会医療保険部会において、公的病院の平均出産などを勘案して引き上げ額を決定してきた経緯があるが、今回は、平均的な標準費用を全て賄えるようにするため、全施設の平均出産費用等を参考に引き上げに向けた議論がなされ、出産育児一時金の額は令和5年4月から、全国一律で50万円とすることとして、議論がまとまったものである。

本市においては令和3年度の実績からも分かるように、出産費用が50万円以上となる割合が8割を超えている状況であり、これは国の社会保障審議会医療保険部会で議論された内容とも合致している。

出産育児一時金の改定については、改正後の健康保険法施行令を踏まえ、令和5年4月1日から出産育児一時金を50万円とすることが望ましいものと考ええる。